

川崎市告示第476号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありましたので、同法第21条の5の25第1項第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社ラ・ヴィータ	こばんはうすさくら 富士見教室	神奈川県川崎市川崎区宮前町1 2-18ラ・フォート宮前10 1号	児童発達支援	令和8年6月30日	1455000503
株式会社ラ・ヴィータ	こばんはうすさくら 川崎駅前教室	神奈川県川崎市川崎区本町1丁 目9番地19 Saint-C lair Kawasaki 1 階	児童発達支援	令和8年6月30日	1455000784
株式会社レアジャパン	あろはクラブ戸手本 町	神奈川県川崎市幸区戸手本町1 丁目39番地3	放課後等デイサー ビス	令和8年6月30日	1455100386
合同会社未来DOOR	放課後等デイサービ スあおぞらルピナス	神奈川県川崎市宮前区野川本町 1丁目18-35	放課後等デイサー ビス	令和8年6月30日	1455500577